



マイナンバー(社会保障・税番号)制度

「個人番号カード」 希望する方へ交付します

~平成 28 年 1 月から交付が始まります~

個人番号カードとは?

本人確認に利用できる公的身分証明書です

プラスチック製のICチップ付きカードで、表面に顔写真、 住所、氏名、生年月日、性別、裏面にマイナンバーが記載され、 運転免許証やパスポートなどと同じ身分証明書として利用でき ます。また、e-Tax等の電子申請などを行う際に用いる電子証 明書が搭載されています。

●個人番号カードに搭載される電子証明書(2種類の電子証明書が利用できます)

署名用の電子証明書

- ▷インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します(電子申請[e-Tax]など)。
- ○「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した 真正なものであり、利用者が送信したものであ ること」を証明することができます。

利用者証明用の電子証明書

- ▶インターネットサイト(行政・民間)等に ログインなどをする際に利用します。▶「ログインなど」たれば、利用スナースた
- ▷「ログインなどした者が、利用者本人であること」を、証明することができます。



個人番号カードの申請方法は?

①郵送による申請

通知カードとともに送付された交付申請書(個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書)に、署名・押印し、顔写真を貼り付けて返信用封筒で郵送してください。

②スマートフォン・パソコンによるWeb申請

スマートフォンやデジタルカメラで顔写真を撮影し、交付申請書のQRコードから申請用Webサイトにアクセスして、オンラインで申請することもできます。また、パソコンからも申請できます。

③市役所窓口での申請

戸籍市民室(市役所)、地域サービス室(関支所) の窓口へ来庁し、申請してください。

持ち物 個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書、通知カード、本人確認書類(※3ページので注意)参照)、住民基本台帳カード(お持ちの人)※通知カード、住民基本台帳カードは返納となります。 ※代理人申請の場合は、別途必要な書類がありますので、戸籍市民室へお問い合わせください。



- ※申請方法など詳しくは、通知カード送付時に同封されたパンフレットでご確認ください。
- ※個人番号カードの発行手数料(初回)は無料ですが、 再交付には手数料が必要となります。
- ※引越し等で住所などを変更している場合は、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」での申請ができません。戸籍市民室へご連絡ください。

個人番号カードの受取方法は?

①郵送、②スマートフォン・パソコンによる Web で申請した人 ⇒ 交付場所で受け取り

交付準備ができ次第、市から交付通知書を住所に送付します。交付通知書 が届きましたら、記載の交付場所で個人番号カードをお受け取りください。

持ち物 交付通知書、通知カード、本人確認書類 (※下記の (ご注意) 参照)、 住民基本台帳カード(お持ちの人)

- ※通知カード、住民基本台帳カードは返納となります。
- ※代理人申請の場合は、別途必要な書類がありますので、戸籍市民室へお問い 合わせください。



個人番号カードを住所へ簡易書留で送付します。



個人番号カードの申請・受取に必要な本人確認書類

次の本人確認書類「(1)から2点 または「(1)(2)からそれぞれ 1点ずつ |

- (1)運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード、身体障害者手帳、 療育手帳など、官公署から発行された顔写真付きのもの
- (2)健康保険証、年金手帳、医療受給者証など



交付後、住所変更した場合 や結婚して姓が変わった場合 など、個人番号カードの情報 を修正する必要があります。 市役所で手続きされる際には 必ずご提示ください。



住民基本台帳カードをお持ちの人へ

住民基本台帳カードの交付が、 平成27年12月28日(月)に終了します

現在、住民基本台帳カードをお持ちの人は、 有効期限(発行日から10年)まで引き続きご利 際は、重複して所持することはできませんので、 住民基本台帳カードは返納となります。

住民基本台帳カードへの電子証明書の発行が、 平成27年12月22日(火)に終了します

住民基本台帳カードに格納されている電子証明書 • は、有効期限(発行日から3年)まで引き続きご利用で 用できます。ただし、個人番号カードの交付の • きます。e-Tax での確定申告などを予定しており、 平成28年2月から始まる税申告までに住民基本台帳 カードの電子証明書の有効期限が満了する人は、個人 番号カードの交付が間に合わない場合があるため、お 早めに住民基本台帳カードの電子証明書を更新してく ださい。



マイナンバー制度に 関する疑問などにお答 えするため、内閣府が コールセンターを開設 しています。

- 通知カード、個人番号カードについ てなど、マイナンバー制度に関する お問い合わせにお答えします。
- ●音声ガイダンスに従って、お聞きに なりたい情報のメニューを選択して ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)

600 0120 - 95 - 0178

▷午前9時30分~午後10時(平日)

▶午前9時30分~午後5時30分(土・日曜日、祝日)

※年末年始(12月29日(火)~1月3日(日))を除く

※英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応の

フリーダイヤル(無料) 😈 0120-0178-26

一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

▶マイナンバー制度に関すること ☎050-3816-9405

▶通知カード、個人番号カードに関すること ☎050-3818-1250

問合先 市民文化部戸籍市民室(☎84-5004)